

# かぬま KANUMA-NIKKO にっこう

老舗の誇りとおごりは紙一重の差  
ピンチを救うには家訓と周囲の人たちからの「聞く耳」を持つと

2014 (平成26年) 夏号  
vo.5

5

8月1日 / 広報委員会  
通巻第50号



公益社団法人 鹿沼日光法人会  
(旧 社団法人上都賀法人会)

めざします、企業の繁栄と社会への貢献



長畑のヒイラギモクセイ

# ピンチを救うには家訓と周囲の人たちからの「聞く耳」を持つとう 老舗の誇りとおごりは紙一重の差

## (1)老舗とは

一般的に「老舗とは伝統や格式、信用のある由緒ある正しい店」といわれ、主として和菓子、酒造業、飲食店に多い。

大都市を始め地方都市には、多くの老舗が存在する。その中には地場産業の中心的存在にもなり、その盛衰は地域経済の再生・発展にも繋がっている。しかし、この老舗の存在、時には「おごり」がみられ、地域社会から浮いた存在になることもある。

そこで、今回は、その老舗にとかく起こりがちな長所と短所とに焦点を合わせ、本来の意味で地域に根差した「老舗の在り方」について考えてみたい。

## (2)長所(誇り)

①長年にわたって築いた信用・

### 信頼が基本

老舗を表す別の言葉に「のれん」がある。よく「のれんに傷がつく」といわれるのはこの信用第一が経営の根幹にある。

## ②信用・信頼のベースは多種多様へ

老舗には、その信頼・信用の基本は、実にさまざまであるが、代表的なのは、製品品質の良さ、他の企業にないものを長年にわたって開発、そして販売している。

また最近では、「おもてなし」という言葉に代表されるお客様至上主義、顧客サービスに徹底しているところを指すこともある。「さすが老舗」と来店する顧客の中には、品質だけでなくその顧客対応に満足していく人たちも多い。

## ③多くは世襲企業

老舗を継ぐ人たちは、直系男子が多いが、最近では、女性の時代を反映して、女系企業も多い。いわゆる「おかみさん」がその代表的なケースだ。

ときには後継者に指名された婿が企業(老舗)を継ぐこともある。いずれにしても結束力が強く、代表者を中心として「のれん」を守る意気込みは強い。

したがって、店によっては新しい時代の潮流に合わせて新製品を開発したり、あるいは販売方法や販売ルート在海外にまで広げたりしているところもある。

## ④後継者の教育に熱心である

老舗は、後継者の育成とその選択がポイントである。「できれば血を分けた子供たちに継がせたい」と熱心な教育を

しているところも多い。また

「のれん会」等、地域の老舗団体に加入し、業種や商売は異なるが、互いに切磋琢磨しているところもある。トップ(店主)の溢れんばかりの企業家精神がその支柱となり、それを内部からバックアップしている。

## (3)短所(おごり)

①保守的か自己中心的になりがち

老舗の最大の欠点、すなわちおごりは、自己中心的な経営をしている傾向があることだ。地域で生き残るためにライバル店の陰口を言ったりするケースもみられる。また地域の団体では、表面的にいつもリーダーにまつりあげられるため、「のれん」の上にあぐらをかき、その結果、信用を壊

し、業績不振、なかには廃業に至るところもある。

②意外と企業・家庭内のコミュニケーションション不足、会社内では誰も店主(社長)に意義を申し立てず、従業員を始め周囲の人たち(取引先等)はその言動にいつも振り回される。

③経理面など公私混同、乱脈経営に陥りやすい

老舗の多くは同族経営で、社の内外からのチェック機能が働いていないケースもある。いわば「裸の王様化」している店主もある。働いていないケースもある。いわば「裸の王様化」している店主もある。

#### (4)ピンチをチャンスに

老舗を守るには

#### ①家訓を時折紐解こう

どこの老舗にも、代々伝わっている家訓がある。

この家訓の形態はさまざま

あるが、多くは創業者が残した言葉が多い。そこには「経営の最高英知」が示されている。この英知こそピンチをチャンスに導く訓である。「三良主義」「三方よし」の経営などがその代表的なケースだ。

これを店頭や社長室に掲げるだけでなく、行動に移すことが大事だ。社長自身の反省材料にもなり、周囲の人達への教育にもなる。

#### ②聴く耳を持つ

老舗の中には、天動説型、自己中心の経営形態をとっているところもある。そこで大切なのは、周囲の人たち、例えば幹部や部下、取引先の人たち、取引金融機関からの情報やアドバイスを謙虚に聞くこと。

この「聴く力の」の作法は、老舗の将来を大きく左右する。インターネットで多くの情報が手に入る時代ではあるが、やはり大事なことは、企業内部にしる、外部にしる、面と

向かって真正面から人の話を聞くことが大切である。老舗を守るといふ重い責任、あるときはリラククスして、率直に人の話を聞く視野の広さ、それが老舗の品格を一層高める秘訣であろう。



経済評論家・作家  
荒 和雄

#### ■筆者紹介

荒 和雄(あら・かずお)

早稲田大学法学部卒。東京都民銀行支店長などを経て独立。経済評論家・作家として講演やテレビのコメンテーターなどで幅広く活躍。金融経済・中小企業経営関係の著書は「日本縦断2000回の旅 ちよつといひ話」(中経出版)。

近著は挑戦する若き金融マンを描いた経済小説「白い猿」「その後の白い猿たち」が話題となっている。著書は167冊を超える。

公式HPは

<http://www.arakazu.com>

(巻末)  
① 巻の扉  
② 巻の扉  
③ 巻の扉  
④ 巻の扉  
⑤ 巻の扉  
⑥ 巻の扉  
⑦ 巻の扉  
⑧ 巻の扉  
⑨ 巻の扉  
⑩ 巻の扉

# 第3回通常総会、臨時理事会、記念講演会を開催!!

## 第3回通常総会

平成26年6月12日(木)、公益社団法人鹿沼日光法人会会長 上原昭夫 第3回通常総会が、ニューサンピア 栃木鹿沼市において開催された。

当日は、過半数の会員委任状行使者を含むの出席をいただき通常総会は有効に成立した。

総会は、上原会長の挨拶の後、まず、平成25年度事業報告を行い、平成25年度監査報告及び計算書類の承認、理事1名及び監事1名の選任について、決議された。

決議された内容は次のとおり。

第1号議案 平成25年度監査報告及び計算書類の承認の件

会長指名により、事務局から、議案書「貸借対照表」の当会資産、負債の状況、及び正味財産について、また、「平成25年度正味財産増減計算書」の経常収益、経常費用についての説明を行った。次に大森監事より監査報告を行い、議場に諮ったところ、全会一致承認を得た。

第2号議案 理事1名及び監事1名の選任の件

会長より、宇佐見専務理事退任に伴う後任の理事について、中山裕二氏を、また、欠員となっている後任の監事について、橋本公之氏を選任

することに、議場に諮ったところ、全会一致承認を得た。

以上で、議案は終了となった。なお、承認された詳細内容については、当会ホームページにてご確認ください。

## 臨時理事会

通常総会を一時休憩として、臨時理事会を開催し、専務理事に、中山裕二氏を選任した。

## 記念講演会

通常総会終了後、リテールデザイン研究所所長 片山裕介氏を講師に迎え、「激変する経済環境と中小企業戦略」と題して、経済講演会を開催した。



総会会場風景



貫輪鹿沼税務署長  
あいさつ



挨拶をする上原会長



講師



木村商工会議所  
会頭あいさつ

## 退任となりました。

永年にわたりご指導いただき有難うございました。



宇佐見 進前専務理事

## 新しく就任となりました。

今後よろしく願います。



中山 裕二専務理事



橋本 公之監事

就任及び退任と  
なられた役員を  
ご紹介します。

# 着任のあつち



鹿沼税務署長  
出野 宏明

この度の異動により、鹿沼税務署長を拝命いたしました出野でございます。

氏家税務署から転任してまいりました。前任の箕輪同様よろしくお願ひ申し上げます。

鹿沼税務署管内には、「国宝、重要文化財」の建造物などの歴史的・文化的遺産を数多くあり、また、日光杉並木街道・ニッコウキスゲの群生地でもあり、豊かな自然に恵まれていることから、日本を代表する国立公園を管内に有し、日光彫などの伝統工芸品も盛んな地域に勤務できますことを大変光栄に思っております。

公益社団法人鹿沼日光法人会におかれましては、「健全な納税者団体」として、正しい税知識の普及や納税道義の高揚、会員の研鑽、社会への貢献を行うとともに、青年部・女性部が中心となって「租税教育活動」を積極的に展開されており、上原会長をはじめ、役員及び会員の皆様方の日頃の活動に、心から敬意を表する次第であります。

さて、私も税務行政を預かる者といたしましては、国民の皆様から理解と信頼の下、国税庁の使命であ

ります。「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」こととしております。

このため、善良な納税者には親切丁寧な行政サービスを提供する一方で、悪質な納税者には厳正な態度で臨むなど、適正な調査・徴収に取り組んでいくところであります。

また、納税者の皆様の利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、国税電子申告納税システムを始めとする税務行政のICT化の一層の推進に努めているところであります。

このような状況の中で、鹿沼日光法人会におかれましては、役員並びに会員企業の皆様率先してe-taxをご利用していただいているほか、利用促進に向けた積極的な取り組みをいただいております。法人会の皆様の日頃からのご協力に對しまして深く感謝いたしますとともに、今後におきましても、租税教育の充実につきましてもお力添えをお願い申し上げます。

更に、本年の10月には法人会の全国大会が栃木県にて会されますので、栃木県のPRを十分に行っていただき、栃木県の産業を全国に発信していただきたいと思います。

結びに、公益社団法人鹿沼日光法人会並びに会員企業の益々のご発展と、会員の皆様のご健康を祈念申し上げます。着任のあいさつとさせていただきます。

## 鹿沼税務署に着任いたしました。よろしくお願いいたします。



職名/署長  
氏名/出野 宏明(いでの ひろあき)  
前任地/氏家税務署長  
趣味/散歩(体重と体型維持のため)

●法人会に一言 地域貢献の立役者である法人会の力で、栃木県の発展をご祈念申し上げます。今後とも、よろしくお願いいたします。

●好きな言葉 健康



職名/総務課長  
氏名/土生津 茂(はぶつ しげる)  
前任地/新津税務署 総務課長  
趣味/家庭菜園

●法人会に一言 公益社団法人鹿沼日光法人会並びに会員の皆様のご発展を祈念申し上げます。初めての栃木県の勤務となりますが、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

●好きな言葉 一期一会



職名/法人課税第一部門 統括国税調査官  
氏名/渡辺 哲夫(わたなべ てつお)  
前任地/大田原税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官  
趣味/ランニング、スキー

●法人会に一言 日頃から税務行政に対しまして、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。初めての鹿沼署勤務でありまして、皆様には、これからも色々とお世話になりますので、よろしくお願いいたします。

●好きな言葉 七転八起



職名/法人課税第二部門 統括国税調査官  
氏名/稲葉 芳昭(いなば よしあき)  
前任地/栃木税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官  
趣味/映画鑑賞

●法人会に一言 いつも多面にわたりご協力いただき、ありがとうございます。更なるご発展を祈念しております。

●好きな言葉 一期一会



職名/法人課税第一部門 総括上席国税調査官  
氏名/泉 直美(いずみ なおみ)  
前任地/栃木税務署 法人課税第三部門 上席国税調査官  
趣味/スポーツ観戦・利き酒

●法人会に一言 何もわからずご迷惑をおかけしますが、一生懸命やりますのでよろしくご指導をお願いいたします。

●好きな言葉 思いやり

## 引き続き、よろしくお願いいたします。



職名/法人課税第三部門 統括国税調査官  
氏名/吉川 修一(よしかわ しゅういち)

●法人会に一言 鹿沼署勤務2年目となります。微力ではありますが、会員の皆様のお役に立てるよう引き続き努力したいと思っております。よろしくお願いいたします。

右記の方々がお榮転なされました。在任中は大変お世話になりました。今後のご活躍をご祈念申し上げます。(敬称略)

職名	氏名	新任地	職名	氏名	新任地
署長	箕輪 誠	国税局 調査査察部 査察管理課長	法人2統括	高橋 太輔	東松山税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官
総務課長	山口 誠二	川口税務署 特別国税調査官(所得担当)	法人1統括	吉沢 直美	越谷税務署 総務課課長補佐
法人1統括	小出 良友	高崎税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官			

# 税

# 務

# 署

# だより

## 1 法人税・消費税の申告説明会のお知らせ

法人税・消費税の申告説明会は、正しい決算と申告書を提出していただくため、次のような内容について担当講師が説明を行っております。

- ① 法人税の決算と申告のポイント
- ② 法人税・消費税・源泉所得税の 税制改正の留意点
- ③ 印紙税の留意点
- ④ その他質疑



なお、説明会の開催前には、「法人税・消費税の申告説明会のご案内」の案内ハガキを送付しておりますので、詳しい日時・会場等については送付されたハガキをご覧ください。

## ○開催予定時期

対象法人の決算期	開催時期
3、4、5月	3月
6、7、8月	7月
9、10、11月	9月
12、1、2月	12月

## ○年末調整説明会の日時等

平成26年分の年末調整説明会を下記の下記の日程により開催します。是非ご出席いただきますようお願い致します。

開催日	開催時間	会場
11/20(木)	10:30~	日光市今市文化会館
	14:00~	
11/27(木)	10:30~	鹿沼市民文化センター
	14:00~	

なお、年末調整関係書類は説明会開催前に郵便等により発送いたしますので、説明会出席の際はご持参ください。

## 2 年末調整説明会のお知らせ

年末調整説明会は、年末調整に必要な準備から年税額の計算方法や過不足税額の精算の仕方、法定調書の作成及び提出までの一連の事務についての説明を行います。給与所得者の大半の方は、この「年末調整」により、一年間の所得税の納税が完了し、改めて確定申告の手続きを行う必要がなくなる大変重要な事務ですから、説明会には是非ご出席いただきますようお願いいたします。

## 3 納税証明書もe-Tax(電子納税システム)でオンライン請求を

○手数料が370円(通常400円)  
○枚数が多くても窓口ですぐに受け取れます。  
○自分にあつた受取方法を選択できます。

### ●受取方法

① 税務署窓口で書面受取  
② 郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)



③ e-Taxで電子納税証明書電子ファイルダウンロード  
※詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。  
[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

## 4 消費税及び地方税の納税は期限内に

○期限内納付のために:  
課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします。

○納付方法は:  
簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください。金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、e-Taxを利用した電子納付ができます。



## 5 「領収書」等に係る印紙税の非課税範囲の拡大等のお知らせ

平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」「領収証」、「領収書」、「レシート」などについては、記載された受取金額が5万円未満のものについて非課税とされております。(以前は、3万円未満のものが非課税)

また、印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の**原本を提示**し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

なお、「領収書」等を取引相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の**原本を提示**する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。



右記に対するお問い合わせは、

鹿沼税務署(電話相談センター)

電話(0289)64-2151

(代表)

# 金

# 問

# 答

# 税



## 問

減価償却資産について即時償却の制度が新設されたと聞いたのですが、どのような場合に適用されるか教えてください。

## 答

(1) 特定期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合の法人税額の特別控除の追加等が改正になっています。

中小企業者等が、産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの期間(特定期間)内に、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものでその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものを制作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む

事業年度のうち平成26年4月1日以後に終了する事業年度において、中小企業者等の次のイ又はロの区分に応じそれぞれ次に定める法人税額の特別控除(即時償却との選択適用)ができることとされました(措法42の6⑧)。

イ 特定中小企業者等……………

取得価額の10%相当額

ロ 特定中小企業者等以外の

中小企業者等……………

取得価額の7%相当額

その他、本制度におけるこの措置の内容は次のとおりとされています。

○適用対象資産

本措置の適用対象資産は、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものです。また、本措置における特定生産性向上設備等については、「2 中小企業者等が機械等を取付した場合の特別償却制度の整備」における特定生産性向上設備等と同様です。(措法42の6②⑧、42の12の5、措令27の12の5、措規20の10)。

○平成26年4月1日前に終了した事業年度に取得等をした特定生産性向上設備等の特例

中小企業者等が、産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)から同年4月1日前に終了した事業年度の末日までの間に、特定機械装置

等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得等をして、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合平成26年4月1日前に終了した事業年度において他の特別償却等に関する規定の適用を受けた場合を除きます。)には、平成26年4月1日を含む事業年度注(合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び精算中の事業年度を除きます。以下「特例適用事業年度」といいます。)において、その取得価額の7%特定中小企業等については10%相当額を、繰越税額控除限度超過額に加算して控除(即時償却との選択適用)することができます。

(措法42の6⑨⑩)。(注)特例適用事業年度の末日においても中小企業者等に該当することが必要です。

○税額控除限度額

本措置に係る税額控除限度額は、次の算式により計算します。

また、本措置の税額控除限度額のうち法人税額から控除をしてもなお控除しきれなかった金額は、繰越税控除限度額超過額として1年間繰り越すことができます(措法42の6⑧⑩)。

(算式)

イ 特定中小企業者等

税額控除限度額  $\times 10\%$

ロ 特定中小企業者等以外の中小企業者等

税額控除限度額  $\times 7\%$

(注1)上記(1)の「○平成26年4月1日前に終了した事業年度に取得等をした特定生産性向上設備等の特例」の適用を受ける場合においては、上記の計算した金額を、その特例適用事業年度において繰越税額控除限度超過額に加算して控除します。

(注2)上記の算式により計算した本措置に係る税額控除限度額と、既存の本制度の特定機械装置等の取得等をした場合の税額控除限度額(「制度の概要」の「○税額控除」及び繰越税額控除限度超過額(「制度の概要」の「○繰越税額控除限度超過額の控除」(上記注1)の加算して控除する金額を含みます。))との合計額が、控除の摘要を受けようとする事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得金額特定機械装置等のうち特定性再生向

(2)適用期限の延長

中小企業者等が機械等を取付した場合の特別償却制度と同様、適用期限が平成29年3月31日まで3年延長されました(措法42の6①⑦)

詳細については、国税庁ホームページ又は税務署でご確認ください。  
※国税庁HP <http://www.nta.go.jp/>

# 会員増強・福利厚生制度 功労者に感謝状を贈呈!

平成25年度に、当会が実施した「会員増強運動」並びに「福利厚生制度普及拡大」に功労のあった方々に、通常総会の席上、上原会長より感謝状が贈られた。

## ◎ 会員増強運動功労者

(鹿沼支部)

- 鹿沼相互信用金庫
- (株)足利銀行鹿沼支店
- (株)足利銀行鹿沼東支店
- (株)足利銀行楡木支店

(団体・順不同)

(日光支部)

- (株)足利銀行粟野支店
- (株)栃木銀行鹿沼支店
- (株)栃木銀行鹿沼東支店
- (株)足利銀行今市支店
- (株)足利銀行鬼怒川支店
- (株)栃木銀行今市支店
- (株)栃木銀行大沢支店
- (株)栃木銀行日光支店
- (株)栃木銀行鬼怒川支店

(全体)

- 大同生命保険(株)宇都宮支社
- AIU損害保険(株)宇都宮支店
- アフラック宇都宮支社



感謝状贈呈式



鹿沼相互信用金庫様



野澤 諭美様



宇佐見 進様



## ◎ 福利厚生制度普及功労者

野澤 諭美

(大同生命保険(株)宇都宮支社推進員)

## ◎ 役員功労者

宇佐見 進(前専務理事)

# 法人税・消費税の 決算説明会を各支部 において開催

当会主催による、法人税・消費税の決算説明会が、各支部において開催された。

鹿沼支部においては、3月24日(月)出席者48名、7月4日(金)出席者22名、日光支部においては、3月27日(木)出席者54名、7月7日(月)出席者15名で開催された。

説明会では、鹿沼税務署担当官に講師をお願いし、「税制の改正点」「決算において誤りやすい点」「気をつけなければならぬ点」等について、分り易くご説明をいただいた。

また、当会からは、企業の税務コンプライアンス向上のために、企業における内部統制面の強化と経理面の自主点検を行うため、「自主点検チェックシート」と「自主点検ガイドブック」の活用について説明を行った。

会員の皆様、ぜひ決算説明会に参加され、早めの決算対策に取り組みられますよう、お願いします。



税務署担当官による説明



# 支部だより

## 鹿沼支部

### 鹿沼ブロック女性部 「花いっぱい運動」

恒例の「花いっぱい運動」の一環として「かぬま花いっぱいプロジェクト」を今年も鹿沼商工会議所緑産業部会・まろにえ21との合同により社会貢献事業の一環として開催しました。今年も木製プラントーに10種類の花を寄植えしたものを市内の各関係機関や小学校にプレゼントしました。



## 日光支部

### 今市ブロック女性部 クリーンキャンペーン実施

今市ブロック女性部では、社会貢献事業の一環として、去る5月23日(金)、本年度新規事業クリーンキャンペーン(清掃美化活動)を実施した。私たちが住む街を住みよい街とすることを目的として、当日は、国道121号沿い日光宇都宮道路今市インター入口付近を中心に、空き缶等のゴミ拾いや沿道の草むしりなど、約1時間にわたり汗を流した。次回は、秋口を予定しており、今後継続事業としていきたいと考えている。



### 日光・足尾ブロック女性部合同 社会貢献活動実施

日光支部日光・足尾ブロック女性部では、社会貢献活動事業の一環として、

いろは坂入口手前休憩所にて、7月8日(火)午前10時より、植樹作業並びに周辺の除草作業を行いました。和やかな雰囲気、部員相互の親睦を図ることができ、これからも観光客や地元住民の方々に温かく迎える活動を継続してまいります。



### 藤原栗山ブロック

藤原栗山ブロック女性部は、7月10日(木)、社会貢献活動の一環として鬼怒川温泉の玄関口である鬼怒川温泉駅前広場と鬼怒川公園駅構内に花のプラントーの設置を行った。

今にも雨が降り出しそうな曇り空の中、鬼怒川温泉を訪れるお客様をお迎えし、楽しい旅の思い出づくりのお手伝いができれば、と部員一同願いながら、作業を終了した。



## 鹿沼・日光支部 第3回全体会議開催

各支部で全体会議が開催されました。鹿沼支部(支部長 上原昭夫)では、去る6月24日(火)鹿沼商工会議所において、日光支部(支部長 西岡一明)では、去る6月17日(火)日光商工会議所今市事務所(日光市)において、それぞれ第3回全体会議を開催し、鹿沼税務署をはじめ、上原会長ご臨席のもと、全報告事項が承認された。また、全体会議終了後に、税務研修会を開催し、「租税教育について」鹿沼税務署法人課税第一部門統括国税調査官 小出氏に講演いただいた。また、出席者からの質問に丁寧に回答いただいた。大変有意義な研修会となった。



鹿沼支部



日光支部

# 税制改正に関する提言」まとまる!

(二) 栃木県法人会連合会会長(高橋文吉)では、この度、平成27年度税制改正提言書をまとめました。今後、当会においても、各支部において、地元の市長・市議会議員に対する要望を行うこととなっております。

今回、要望の内容を掲載して、会員の皆様にご報告とさせていただきます。

## 【要望趣旨】

このたび、会員を対象に税制についての基本認識を問うことを主眼としたアンケートを実施し、今年度の税制改正提言にまとめることにしました。

経済の好循環を目指すアベノミクスに水を差すつもりはないのですが、気がかりな点があります。

それは、26年度予算で税収増が歳出増となり、財政再建へのこだわりがみられないことです。

また、欲望刺激型の経済成長システムに回帰しようとしているのではないかと感じられることです。

大量生産、大量消費、大量廃棄の経済や生活を軌道修正して、これからの負担増に対処しなければとの思いがあります。

会員アンケートの結果からは、厳しい財政状況、年金をはじめ社会保障費の増大とそれを支える消費税などについて、認識と理解が深まっていることがうかがわれ、あわせてタックスペイヤー意識の高まりが感じられました。

## 【要望内容】

### 1. アベノミクス効果と消費税増税

(1) 最近1年間の企業業績について訊ねました。良くなったとの答が24%でした。

変わらないと悪くなったを合算すると76%になり、景気回復の恵みは地方経済や中小企業には及んでいないようです。

(2) 消費税増税とアベノミクス効果で、社会保障制度や財政健全化がどうなると思うか訊ねました。

その結果は懐疑的なものでした。

まず、社会保障制度について、改善が期待できるとの答が26%ありましたが、現状と変わらないに個人負担が多くなり後退するを合わせた答が74%になっています。

次いで、財政再建については、赤字が縮小する(赤字国債の発行が減少)との答が25%ありましたが、75%は現状と変わらない又は赤字が増加すると答えています。

これらは、ある種の諦めと政府に対する信頼が失われていることの表れではないかと思えます。

### 2. 財政収支の改善と行政改革

加速する少子高齢化、人口減少社会の中で、財政収支を改善するには、歳入増をはかるか歳出削減を実行するか、或いは両者の組み合わせになるわけですか。

歳入増は、成長による税の自然増に期待するか、増税によることになりました。

一方、歳出削減は、社会保障をはじめとして行政サービスの低下になるでしょう。

ところで、最近復興予算が本来の趣旨、目的外に使用されたり、基金事業の不公正、不適切な執行などが報道されましたが、徹底した原因糾明と責任が追及されるべきです。

行政改革は、公務員制度、特にキャリア制度の改革が大本ですが、公務員の意

識改革が何より重要であり、これ無くして真の改革はなし得ないと思えます。

謂うところの親方日の丸意識をかせさせなければならぬわけです。また、スクラップアンドビルドで組織の膨張を抑制すべきです。

今回のアンケート調査においては、以前にも増して徹底した行政改革を求める意見が多数寄せられました。

消費税増税、社会保障料のアップなど、将来にわたり国民の負担増が避けられない現在、無駄な予算の削減は言うに及ばず、適正かつ公正な予算の執行に努め、説明責任及び結果責任を果たすべきだと考えます。

行政改革については、これまでに無い強い関心を持ち続け、その実行と成果を見守るつもりです。

### 3. これからの税制を考える

さきに述べたように、財政健全化や安心かつ信頼できる社会保障制度の持続的安定のために、負担増を分かち合わなければならぬわけです。

そこで、われわれは原点に戻って、税の基本的な事柄について、会員の意識を問うてみました。

(1) 租税三原則である公平、中立並びに簡素のうち、何を重視するかと問うたところ、公平が4%、簡素が39%で、中立は17%という結果でした。

公平について一例をあげれば、所得の捕捉率の問題があり、遺族年金は公租公課の禁止ルールにより非課税であることから、今回の消費税の低所得者対策である簡素な給付措置の対象になるなどの不公平な事例があります。

「同じ収入なら同じ負担に」という公平性の考え方は、税制の根本だと考えます。

また、簡素な税制を求める意識は、「すすんで税を納めその使いみちを監視する」というタックスペイヤーの意識につながるものだと考えます。

(2) 所得、資産または消費の何れに課税の重きを置いたらいいと思うか訊ねたところ、消費が46%、所得が44%と消費がやや上回っています。資産を選んだのは10%でした。

(3) 税負担について、応能原則と応益原則のどちらを重視するかとの問いに対しては、応益負担が66%、応能負担が34%と受けた利益に応じて負担することが公平感につながるの考えが、3分の2を占める結果になっています。

しかし、中間所得層が崩壊し格差社会と言われる現状では、再分配機能に留意することも必要だと考えます。

(4) 直接税と間接税の比率、いわゆる直間比率について訊ねました。

間接税の割合を高めるとの答が44%、直間比率は現状程度でよいと答えたのが42%で、直接税の割合を高めるとの答は14%でした。

消費税増税の流れを感じ取っており、課税対象に消費をあげ、負担における応益原則を重視する意識とつながる結果となっています。

(5) これからの負担増を分け合うにあたっては、公平で簡素な税制が求められます。現行の税制は、その時々々の政策とニーズに合わせて改正を重ねた結果複雑になり、いままでスクラップアンドビル

ドの考え方が希薄だったと思います。公平性の見地から課税ベースを見直し、簡素化を念頭に置いて、広く薄く負担を分かち合う税制改革に着手すべきではないでしょうか。

社会保障と税の一体改革は、税制を抜本的に改革する好機だったのですが、中途半端な結果に終わりました。

来年10月に予定されている次なる消費税の税率引上げまでに、低所得者対策（軽減税率、給付付き税額控除）にとどまらない抜本的な改革に着手すべきです。

(6) 税制の抜本改革に着手するうえで、検討を要すると考えられる課題の幾つかをあげておきます。

- ①所得分類の見直し
  - ②所得の捕捉率と課税ベース
  - ③国と地方の税源配分
  - ④税源の地域間偏在の是正
  - ⑤消費税の二重課税
  - ⑥環境税とエネルギー関係税
  - ⑦自動車関係税や森林環境税などの目的税
  - ⑧総合課税と分離課税
- 繰返しになるが、今回の消費増税を機会に抜本改革に取り組むことを求めておきます。

#### 4. 租税教育の充実

消費税の増税は、次なる増税時代を予感させます。

税金をすすんで納め、何に使われるかを監視する者としてのタックスペイヤー意識を涵養するうえで、租税教育の重要性は従前にも増して高まっています。

学校教育や社会教育など、子供から

大人まで機会をとらえて推進する必要があると考えます。

税のオビニオンリーダーと自負する法人会としても、及ばずながら租税教育に更なる貢献をする所存です。

#### 5. 個別の税目についての改正要望

アンケートの結果に基づいた、個別の税目についての改正要望事項は、次のとおりです。

##### (1) 法人課税

税率の引き下げを求める意見が多く、特に中小企業の負担軽減を強く望んでいます。

実効税率を比較する場合、企業の社会保険料負担も加味して考える必要があります。

投資減税を求める声も多く、あわせて減価償却制度全体の見直しを望みます。

また、赤字欠損法人の税負担のあり方を検討すべきとの意見もあります。

欠損金の繰越控除、特別措置法などについて法人実効税率の引き下げにあわせて、検討する必要があると思います。課税ベースを拡げることも検討すべきでしょう。

##### (2) 個人所得課税

前述した税の基本的な事項にかかるアンケートの結果とはやや趣を異にして、応能原則に基づいて所得の再分配機能を重視する意見が多くみられました。

高額所得者に応分の負担を求める一方で、課税ベースを見直して広く薄く負担することも考えなければならぬと思います。

##### (3) 消費課税

消費税の増税が全て社会保障の安定と充実に、あわせて財政再建のために使われることに、全幅の信頼感はないようです。

消費税については、時勢を反映して多岐にわたる意見があります。

意見の主なものを取り上げると

- ①二重課税の排除
- ②インボイス方式の導入
- ③生活必需品や食料品への軽減税率の導入（事務コストの面から反対する意見もある）
- ④贅沢品（宝石、高級車、ブランド品など）に高率課税をする（旧物品税の復活）

消費は他の税目と比較して安定した税源であり、消費税を主体に間接税のウェイトを高めるべきだとの意見があります。

今後、消費税が基幹税として中心的な存在になると考えられますが、免税点など現行制度の抱える問題点を改善する必要があるのでないでしょうか。

これから増税される時、消費税でどこまで負担できるかを訊ねてみました。差し当り予定している10%との答が過半数の54%、15%までは30%で15%以下が84%でした。

なお、20%以上を選択した答が、16%ありました。

今回の増税は仕方がないと諦めたうえで、これからの負担に理解を示しています。しかし、無条件でないことは言うまでもありません。

##### (4) 資産課税

主要なもの、相続税の軽減を求める意見です。なかでも、事業の円滑な承継が行えるよう、事業承継税制の創設を望む意見が多数にのぼっています。

地域経済を支える中小企業の役割を考え、未上場株式の評価や事業用資産の評価方法、納税方法など、承継税制を創設するまでの間、現行法制を見直して、中小企業を育てるべきです。

##### (5) 地方税

固定資産税についての関心が最も高いと感じています。

固定資産評価において、土地については収益還元方式に改める、建物については経年減価方式を採用するなど抜本的に見直すことを求めます。

先に、税源の偏在をあげましたが、特に地方税の法人二税の地域偏在（格差）が際立っており、地方税における法人二税のあり方を検討する必要があります。

##### (6) その他

マイナンバー制度について、国民への説明と周知が充分でないように見受けられます。

マイナンバー制度の導入によって、課税の公平がはかられると期待する向きがありますが、拙速を排して効果的なシステムの構築を求めておきます。

社会保障と税の一体改革は歳入庁（税と社会保険料の二元的管理、仮称）を創設することで、国民の信頼を得て目的を達することができると考えます。

歳入庁を創設するよう、強く望んでおきます。

〔註〕紙面の関係上、内容は抜粋して掲載しました。

## 今後の 当会事業のお知らせ

### 第31回法人会全国大会が 本県にて開催!

今年、10月16日(木)に、本県にて、第31回法人会全国大会が、栃木県総合文化センターを会場に開催されます。

この全国大会は、毎年、各県が交代で開催するもので、当日は、全国より多数の法人会役員・会員及び関係者が参加します。

本県も開催に向け、県内の各法人会が役割分担して事業成功を目指して準備を進めております。

当日の主なスケジュールは、午後2時より、TBSテレビ報道局 解説・専門記者室長の杉尾秀哉氏による、記念講演が開催され、午後3時30分より、式典が開催されます。

また、当日は同会場にて、正午より、本県の物産展示、即売会が行われます。

## 第3回 税に関する絵はがき コンクールを実施!

今年で、3回目となる、税に関する絵はがきコンクールが実施されます。

これは、「税金は毎日の生活の中で

どのように役立っているのか」ということを、小学生のみなさんに知ってもらい、理解と関心を深めていただくため実施するものです。

### 【応募内容】

#### (1) テーマ

税に関する絵(税金で造られている建物・施設、税金で購入されている物品、税金で行われている仕事など)であれば何でも構いません。

#### (2) 応募資格

管内小学校6年生

#### (3) 応募点数

1人につき1点とします。

#### (4) 応募方法等

同事業の「専用はがき」に税に関する絵を描いてご応募ください。(当コンクールについては、各小学校で実施される租税教室等を通じて配布される「専用はがき」で応募してください。)

#### (5) その他

昨年、実施された第2回税に関する絵はがきコンクール受賞作品を、本誌12ページに掲載いたしました。当事業へのご協力、ご支援をお願いいたします。

## 記念講演

### ■講師

TBSテレビ報道局  
解説・専門記者室長

**杉尾 秀哉 氏**

### ■演題

「日本の行方  
～政治と経済の  
現状分析と展望」

### ■受付開始

13:30

### ■講演

14:00～15:10



## 第31回 法人会全国大会 とちぎ大会 10/16(木)



本物の  
出会  
栃木

会場

## 栃木県総合文化センター

主催／公益財団法人 全国法人会総連合  
主管／一般社団法人 栃木県法人会連合会

第2回

税に関する絵はがきコンクール受賞者作品



鹿沼市立さつきが丘小学校  
吉澤 麻鈴さん



鹿沼市立さつきが丘小学校  
菊池 真梨さん



日光市立日光小学校  
村井 美咲さん



日光市立日光小学校  
佐々木里緒さん



鹿沼市立津田小学校  
設楽 春乃さん



鹿沼市立津田小学校  
藤倉 茉央さん



日光市立今市第三小学校  
辻 愛梨さん



鹿沼市立津田小学校  
鈴木 恭哉さん



日光市立日光小学校  
須江 結香さん



日光市立今市第三小学校  
郡司麗乃碧さん



鹿沼市立さつきが丘小学校  
大保寺珠希さん



# 新規会員紹介

(平成25年7月～平成26年6月)

## ご入会ありがとうございます。

(順不同)

鹿沼支部			日光支部		
鹿沼ブロック			今市ブロック		
企業名	業種	所在地	日光ストロベリーパーク	農業	日光市芹沼3581
鹿沼花コンサルティングファーム	経営コンサルタント	鹿沼市西茂呂3-19-2	(有)アオキ建機	一般運送業	日光市原宿264
(同)M・パートナーズ	獣医	鹿沼市仁神堂町49-91	社会福祉法人育心会	社会福祉事業	日光市土沢1216
尾花兼司税理士事務所	税理士	鹿沼市西茂呂3-19-2	(有)翔建築設計事務所	建築設計業	日光市平ヶ崎858
(有)稲川塗装	塗装業	鹿沼市茂呂1815	(有)ストロベリーハウジング	不動産・建設業	日光市芹沼1422-1
(有)エスライン	運送業	鹿沼市西茂呂4-33-4	(有)湯澤製作所	金属加工業	日光市土沢179-1
ゴルフトラッド	ゴルフ用品販売業	鹿沼市上野町114-3	(株)シーザークリエイト	飲食業	日光市今市80-5
(有)田島カッティング	菓子製造業	鹿沼千渡1677-6	(有)小池総建	土木舗装業	日光市塩野室町2341-32
(有)ときわ屋	酒類小売業	鹿沼市玉田町972-28	横嶋建材(株)	運送業	日光市大室1144-19 翔美ハイッ
(有)阿部石材店	石材販売加工業	鹿沼市磯町273-4	空間構築(株)	建築設計業	日光市今市78
(株)大出鉄工所	金属加工業	鹿沼市下沢1047-2	(有)S・R・T pharmacy	医薬品調剤販売業	日光市山口865-6
(株)百川	樹木販売業	鹿沼市上石川873-54	大沼塗装(有)	塗装業	宇都宮市上戸祭2-3-25
(株)コウジコーポレーション	飲食業	鹿沼市池ノ森610-3	三松工業(有)	ロー付組立加工	日光市明神1047-1
(株)アメテル	肥料及び園芸資材卸業	鹿沼市西沢町662-2	<b>日光ブロック</b>		
とちぎ流通センター協同組合連合会	流通業団体	鹿沼市流通センター66	(有)タートル	旅館業	日光市匠町2-16
(有)ピージェイ	縫製業	鹿沼市御成橋町2-2145-17	KSエネルギー(有)	ガソリンスタンド	日光市東和町58-1
(有)みどり屋	飲食業	鹿沼市鳥居跡町1443-1	アブラック代理店 文挾	生命保険	日光市東和町89
(株)白峰	畜産業	鹿沼市上大久保247-1	(株)ケー・プラス	食品販売業	日光市中鉢石町917
(有)環境テクノサービス	サービス業	鹿沼市万町931-20	(株)YOUR'S LIFE	保険代理店	日光市久次良町98-5
(株)オートガレージワイズ	中古車販売業	鹿沼市緑町3丁目10-26	<b>藤原栗山ブロック</b>		
(株)TNプランテーション	就労継続支援業	鹿沼市上奈良部町67	アイ電子販売(株)	卸売業	日光市小佐越5-14
(有)I will	介護サービス業	鹿沼市石橋町1600-1 橋田第一ビル8F	(有)エイチアンドワイカンパニー	小売業	日光市小佐越334
(株)未来福祉人材センター	就労継続支援業	鹿沼市貝島町5124北星ビル2F	(有)清盛	旅館・飲食業	日光市湯西川980
上沢油店	石油類販売業	鹿沼市草久1336-1	(有)田毎	飲食業	日光市鬼怒川温泉滝579
(株)家具屋六三四	家具製造業	鹿沼市東町3-1-10	<b>栗野ブロック</b>		
(有)福田理科学製作所	理科学機器製造業	鹿沼市茂呂662-48	(株)福祉舎	介護福祉事業	鹿沼市北半田1641-1
企業組合野尻直販所	農産物直売所	鹿沼市野尻285-4			
(一社)CHEEK UP	児童福祉・デイサービス	鹿沼市西茂呂3-21-2			

### 会員募集!

## 会員増強運動実施中

公益社団法人 鹿沼日光法人会では、新規会員を募集中です。会員の皆様のお知り合いをご紹介ください。会員募集のお問い合わせ、又は、お申し込みは下記事務所までお願いいたします。

鹿沼市日吉町718-2

TEL.0289-65-1201 FAX.0289-63-0977

※各ブロック事務局(商工会議所、商工会内)にお問い合わせいただいても結構です。

## 雑談・雑学の庭

### 鳴かぬホタルが身を焦がす

「いったい、何事があるんだろう？もう夜の9時、それにあそここの家では、まだ明かりがついている」(『博物誌』新潮文庫と、フランスの作家ルナールが表したのは蛍である。

蛍は日没後、1〜2時間が最も多く飛び回る。近くに川があったら初夏の夕涼みがてらに出かけてはどうか。ただし、どの川にもいるわけではない。

蛍は河川浄化の指針となっているが、それは日本の代表的な蛍であるゲンジボタルとヘイケボタルの幼虫が、水のきれいなところでしか生きられないから。

知人の農学博士がある町の役人から「町内を流れる川の周辺を蛍でいっぱいにしたいのだが」と相談を受けた。そのあと「ほかの虫が出てきては困る」といったそうだ。彼は、自然保護の前では蛍もほかの虫も一緒であるとして、この申し出を断った。

ことわざに「鳴く蟬よりも鳴かぬ蛍が身を焦がす」というのがある。「焦がす」なら「熱」はあるのか。蛍の光は化学反応で生まれて、熱はほとんど出ないというのが正解だ。

先のことわざには「口に出してあれこれ言う者より、口に出して言わない者のほうが心の中で深く思っている」という意味。「男は黙って……」ってか！

しかし、わかってくれるかなー？

#### 【作者略歴】

藤木順平(ふじき・じゅんぺい)本名・藤田順二 フリーランスライター。

1976年早大理工学部卒業。

NHK「てんぷく笑芸場」の台本執筆勉強会に参加。日本テレビ「アメリカ横断・ウルトラタイズ」のクイズ作家として5年間番組に加わる。芝居・漫才の台本・コントなどを執筆するかわら、ことわざや笑いを通じての「人間探求」をテーマにした講演を行う。1993年から2007年まで株エフシージー総合研究所に勤務、労働組合などの広報紙向けに雑学系の原稿執筆やバスル・クイズの作成を担当する。

## 7つの間違い探し

※右の絵と左の絵には相違点が7カ所あります。見つかりますかな？(答えは2Pにあります)

#### ■作者紹介 神谷一郎(かみや いちろう)

イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアクサイバー」(グラフィック社刊)





法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、  
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。  
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



宇都宮支社/宇都宮市大通り4-1-18  
TEL 028-622-2641



宇都宮支店/栃木県宇都宮市大通り4-1-18  
(宇都宮大同生命ビル8F) TEL 028-627-3011

●表紙の写真説明●

明治26年(1895年)現在の落合小学校の開校を  
記念して、土地の人が寄付したもので、枝は四方  
に伸び、全体として傘の厚いキノコ状である。

- 発行所 公益社団法人 鹿沼日光法人会  
〒322-0074 鹿沼市日吉町718-2 TEL.0289-65-1201
- 発行人 会長/上原 昭夫  
編集人/広報委員会